

平成27年度研修実施計画

裁判所職員総合研修所

目 次

第1 協議会	1
第2 養成課程	1
1 裁判所書記官研修部	1
2 家庭裁判所調査官研修部	1
第3 中央研修等	2
1 裁判所書記官研修部・家庭裁判所調査官研修部合同	2
中央研修	2
2 家庭裁判所調査官研修部・一般研修部合同	2
中央研修	2
3 裁判所書記官研修部	3
(1) 中央研修	3
(2) 高裁委嘱研修	4
4 家庭裁判所調査官研修部	5
(1) 中央研修	5
(2) 高裁委嘱研修	6
5 一般研修部	7
(1) 中央研修	7
(2) 高裁委嘱研修	8
第4 自序研修等	10
第5 研究	10
第6 委託研修	11

第1 協議会

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
1	研修計画協議会	研修実施計画及び研修運営上の諸問題について協議し、研修方針の周知徹底を図る。	28. 1. 7(木) ～ 1. 8(金)	1.5日	25	高裁の次長、首席書記官、高裁所在地の首席家裁調査官

第2 養成課程

1 裁判所書記官研修部

番号	部・期	実施時期等	期間	人員	対象者
2	第一部 第 12 期	27. 4. 3(金) 入所、第1期研修 7. 21(火)～ 実務修習 10. 1(木)～ 第2期研修 28. 3. 1(火) 修了	1年	148	第一部入所試験合格者で、最高裁が指名したもの
3	第二部	26. 4. 4(金) 入所 4. 9(水)～ 裁判事務修習 9. 1(月)～ 第1期研修 27. 4. 1(水)～ 第2期研修 7. 21(火)～ 実務修習 10. 1(木)～ 第3期研修 28. 3. 1(火) 修了	2年	71	第二部入所試験合格者で、最高裁が指名したもの
		27. 4. 3(金) 入所 4. 8(水)～ 裁判事務修習 9. 1(火)～ 第1期研修 28. 4. 1(金)～ 第2期研修 7. 下旬～ 実務修習 9. 下旬～ 第3期研修 29. 3. 1(水) 修了			

2 家庭裁判所調査官研修部

番号	期	実施時期等	期間	人員	対象者
4	第 11 期	26. 4. 4(金) 入所 4. 10(木)～ 実務修習（予修期） 5. 7(水)～ 前期合同研修 7. 22(火)～ 実務修習 27. 9. 1(火)～ 後期合同研修 28. 3. 1(火) 修了	2年	48	平成26年度採用の家裁調査官補で、最高裁が指名したもの
5	第 12 期	27. 4. 3(金) 入所 4. 9(木)～ 実務修習（予修期） 5. 7(木)～ 前期合同研修 7. 21(火)～ 実務修習 28. 8. 下旬～ 後期合同研修 29. 3. 1(水) 修了	2年	45	平成27年度採用の家裁調査官補で、最高裁が指名したもの

第3 中央研修等

1 裁判所書記官研修部・家庭裁判所調査官研修部合同 中央研修

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
6	家事実務研究会	家事書記官及び家事係調査官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	27. 11. 4(水) ～11. 6(金)	3 日	約100	家裁で家事事件を担当する書記官、家裁調査官
7	少年実務研究会	少年書記官及び少年係調査官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	27. 9. 16(水) ～ 9. 18(金)	3 日	約100	家裁で少年事件を担当する書記官、家裁調査官

2 家庭裁判所調査官研修部・一般研修部合同 中央研修

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
8	総合職採用職員初任研修	将来の幹部職員の候補者としての自覚を促し、職務意識の高揚を図る。	27. 4. 6(月) ～ 4. 8(水)	3 日	未定	平成26年度裁判所職員採用総合職試験の合格者で、新たに採用されたもの
9	中間管理者(裁判部)研修	職務遂行に必要な高い識見及び管理技法を習得させることにより、職務意識の高揚と管理能力の向上を図る。	27. 10. 20(火) ～10. 23(金)	各 4 日	各 約80	主任書記官、訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官、主任家裁調査官、速記管理官、速記副管理官
			27. 11. 17(火) ～11. 20(金)			
			28. 1. 19(火) ～ 1. 22(金)			
10	管理者研究会	幹部職員として、その職務を遂行するために必要な広い視野と高い識見を習得させるとともに、当面する諸問題の研究及び討議を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	27. 4. 13(月) ～ 4. 17(金)	5 日	未定	局長(高裁を除く。), 次長、事務部長、首席書記官、次席書記官、総括主任書記官、首席家裁調査官、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官、首席技官(最高裁)、次席技官(最高裁)等
11	管理者研究会(支部運営)	支部において生ずる諸問題等について研究及び討議を行うことにより、幹部職員としての管理能力の向上と意識の高揚を図る。	27. 5. 21(木) ～ 5. 22(金)	2 日	約40	次席書記官、次席家裁調査官、次長

3 裁判所書記官研修部

(1) 中央研修

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期間	人 員	対 象 者	
12	民事実務研究会	第1回	民事書記官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	27. 5. 27(水) ～ 5. 28(木)	2日	各約60	高・地・簡裁で民事事件を担当する書記官
		第2回		27. 12. 17(木) ～12. 18(金)	2日		
13	刑事実務研究会		刑事書記官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	27. 11. 25(水) ～11. 26(木)	2日	約60	高・地・簡裁で刑事事件を担当する書記官
14	家事特別研究会		後見事件等の運用を巡る諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	27. 9. 10(木) ～ 9. 11(金)	1.5日	約50	家裁で成年後見関係事件を担当する書記官
15	実務指導研究会	民事	書記官プラッシュアップ研修の指導者を養成する。	27. 5. 11(月) ～ 5. 12(火)	各 2日	約40	書記官プラッシュアップ研修の講師となる予定の者
		刑事		27. 5. 11(月) ～ 5. 12(火)		約35	
		家事		27. 5. 14(木) ～ 5. 15(金)	各 2日	約30	
		少年		27. 5. 14(木) ～ 5. 15(金)		約25	
16	速記官中央研修		裁判所が当面する諸問題に関する理解を更に深めさせるとともに、裁判部の一員としての職務意識の高揚を図る。	27. 7. 8(水) ～ 7. 9(木)	1.5日	約25	速記官補任官後15年以上の者（速記管理官及び速記副管理官を除く。）
17	C A 研修実務試験	前期研修	書記官としての職務遂行に必要な知識を整理し、応用能力をかん養するとともに書記官に必要な資質及び執務能力を検証する。	27. 6. 29(月) ～ 7. 17(金)	19日	未定	裁判所書記官任用試験の口述試験に合格した者
		実務研修		27. 7. 21(火) ～ 8. 24(月)	35日		
		後期研修		27. 8. 26(水) ～ 9. 15(火)	21日		

(2) 高裁委嘱研修

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
18	書 記 官 プラッシュアップ 研 修	中堅書記官としての職務全般を遂行するのに十分な知識及び技能を付与するとともに、多様な裁判事務に対する積極的な態度をかん養する。	7月から9月までの間で実施機関が適宜決定	10.5日	未定	書記官任用資格取得後5年以上の者（中間管理職以上の者を除く。）

4 家庭裁判所調査官研修部

(1) 中央研修

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
19	家庭裁判所調査官 実務研修	裁判所の目的を達成するための自らの役割を考えるとともに、専門的知識及び技能を応用して、円滑な調査事務の遂行を確保できる能力の向上を図る。	27. 9. 29(火) ～10. 9(金)	11日	未定	家裁調査官任官後、おおむね3年の実務経験を有する者
20	家庭裁判所調査官 専門研修	裁判所の目的を達成するための自らの役割を考えるとともに、専門的知見の本質を踏まえ、これを柔軟に活用して、的確な調査事務を追求する能力の向上を図る。	27. 6. 2(火) ～ 6. 12(金)	11日	未定	家庭裁判所調査官実務研修終了後、おおむね4年の実務経験を有する者
21	ケースワーク 研究会	調整力、折衝力、機動力等を有効に駆使する調査技法について研究及び討議を行うことにより、家庭事件の科学的処理の充実及び改善に寄与させるとともに、調査実務能力の向上を図る。	28. 1. 27(水) ～ 1. 29(金)	3日	40	家庭裁判所調査官実務研修終了後、おおむね2年以上の実務経験を有する者
22	心理テスト 特別研修	複雑困難な家庭事件の調査に必要な高度の心理テスト技法を習得させ、心理テストの活用に関して職場の中核となる者を育成する。	27. 12. 1(火) ～12. 4(金)	4日	20	家庭裁判所調査官実務研修終了後、おおむね2年以上の実務経験を有する者で、心理テストの習熟に意欲的なもの
23	面接技法特別研修	接近困難な当事者等に対する調査に必要な高度の面接技法を習得させ、職場における面接技法研さんの中核となる者を育成する。	27. 10. 27(火) ～10. 30(金)	4日	20	家庭裁判所調査官専門研修終了後、おおむね2年以上の実務経験を有する者
24	主任 家庭裁判所調査官 研修	主任家裁調査官として必要な指導監督能力の向上及び管理者意識の高揚を図る。	27. 7. 上旬ころ	3.5日	未定	主任家裁調査官
25	次席 家庭裁判所調査官等 研究会	次席家裁調査官又は総括主任家裁調査官として必要な指導監督に関する研究を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	27. 9. 2(水) ～ 9. 4(金)	2.5日	未定	次席家裁調査官、総括主任家裁調査官
26	首席 家庭裁判所調査官 研究会	首席家裁調査官として必要な指導監督に関する研究を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	27. 11. 10(火) ～11. 11(水)	2日	50	首席家裁調査官

(2) 高裁委嘱研修

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
27	家庭裁判所調査官 実務研究会	家庭事件の調査上の諸問題について研究及び討議を行うことにより、調査実務の充実及び改善に寄与させる。	実施機関が適宜決定	3日	242	家裁調査官

5 一般研修部

(1) 中央研修

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
28	係 長 等 (総務担当) 研 修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	27. 6. 16(火) ～ 6. 18(木)	3日	約40	高・地・家裁本庁の総務事務を担当する係長、専門職
29	係 長 等 (人事担当) 研 修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	27. 6. 9(火) ～ 6. 11(木)	3日	約60	高・地・家裁本庁の人事事務を担当する係長、専門職
30	係 長 等 (会計担当) 研 修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	27. 10. 27(火) ～10. 30(金)	4日	約60	高・地・家裁本庁の会計事務を担当する係長、専門職
31	研修事務担当者 研 修	研修の企画、実施等に必要な知識及び技能を付与することにより、執務能力の向上と職務意識の高揚を図り、もって高裁委嘱研修及び自庁研修の充実を図る。	27. 9. 1(火) ～ 9. 3(木)	3日	約40	研修事務を担当する高・地・家裁の係長、専門職、主任
32	中間管理者 (事務局) 研 修	職務遂行に必要な高い識見及び管理技法を習得させることにより、職務意識の高揚と管理能力の向上を図る。	27. 12. 8(火) ～12. 11(金)	4日	約60	総括企画官、課長、文書企画官、企画官、課長補佐、首席技官、営繕企画官(最高裁)，班長(最高裁)
33	研修指導 研究会	高裁委嘱研修及び自庁研修の指導者を養成する。	27. 5. 26(火) ～ 5. 28(木)	各 3日	各 約40	次席書記官、総括主任書記官、主任書記官、訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官、総括企画官、課長、文書企画官、企画官、課長補佐、専門官
			28. 2. 2(火) ～ 2. 4(木)			
34	首席書記官研究会	首席書記官として必要な指導監督に関する研究を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	27. 4. 23(木) ～ 4. 24(金)	2日	約30	地・家・簡裁の首席書記官
35	情報処理 研 修	情報化の推進に向けて、職員全体のレベルアップを図るために指導的役割を果たす者を広く養成する。	27. 5. 19(火) ～ 5. 21(木)	各 3日	60 60	情報化の推進に指導的役割を果たすことが期待される行(職員(家裁調査官を除く。))
			27. 11. 10(火) ～11. 12(木)			

36	情報セキュリティ研修	情報セキュリティの確保に必要な知識等を習得し、情報セキュリティ事故を未然に防止するための方策の立案・実施に資するとともに、情報セキュリティ事故が発生した場合の対処能力等の向上を図る。	27. 10. 6(火) ～10. 7(水)	1.5日	約60	情報セキュリティ対策事務従事者の事務を補助する者（事務局の課の専門官以上の職にある者）
37	新任執行官研修	職務遂行に必要な知識を付与することにより、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	27. 6. 9(火) ～ 6. 12(金)	3.5日	未定	平成26年4月1日以後に執行官に任命された者又は執行官事務取扱書記官に指定された者
38	執行官実務研究会	社会の変化に的確に対応できる事務処理能力を身につけるとともに、前例のない特殊困難な事案等に対応できる知識や論理的思考力を養う。	28. 2. 2(火) ～ 2. 4(木)	3日	未定	執行官

(2) 高裁委嘱研修

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
39	新採用職員研修	国民全体の奉仕者としての使命を自覚させるとともに裁判所職員として必要な基礎的知識を付与し、裁判所職員にふさわしい心構えをかん養する。	実施機関が適宜決定	5日	未定	新たに採用された職員（総合職採用職員を除く。）
40	事務官法律研修	通信研修及び面接研修を通じて基礎的な法学教育を行うことにより、資質及び事務処理能力の向上を図る。	通信研修 実施機関が適宜決定		約200	採用後1年以上の行(一)事務官（書記官又は家裁調査官の任用資格を有する者、総合職（I種、上級）試験合格者等を除く。）
41	ジャンプアップ研修	職務での問題点の発見と改善等について研究及び討議を行うことにより、仕事の進め方に関する基本的な能力を向上させ、中堅事務官としてふさわしい職員を養成する。	実施機関が適宜決定	3日	未定	採用後7年以上10年未満の行(一)事務官（係長、専門職以上の職にある者及び書記官又は家裁調査官の任用資格を有する者を除く。）
42	事務官専門研修	総務、人事及び会計の各分野について、その事務を処理するために必要な専門的知識及び技能を付与することにより、事務局において中核的役割を果たしている事務官の執務能力の向上を図る。	実施機関が適宜決定	1.5～3日	未定	採用後7年以上の行(一)事務官（専門官以上の職にある者を除く。）
43	新任係長研修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより係長としてふさわしい職員を養成する。	実施機関が適宜決定	3日	未定	新たに係長に任命された者

44	新任中間管理者研修	職務遂行に必要な管理能力及び管理技法を付与することにより、中間管理者としてふさわしい職員を養成する。	実施機関が適宜決定	5日	未定	新たに主任書記官、訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官、主任家裁調査官、速記管理官、速記副管理官、課長、文書企画官、企画官、課長補佐、首席技官、班長（最高裁）、主任技官（最高裁を含む）、地裁本庁所在地にある検審局長等に任命された者
----	-----------	--	-----------	----	----	--

第4 自庁研修等

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期間	人 員	対 象 者
45	フレッシュセミナー	職員として当面必要な知識を付与し、職場への円滑な定着を図る。	採用後勤務初日及び2日目	2日	未定	新たに採用された職員
46	フォローアップセミナー	裁判所職員として必要な基礎的知識を確認させ、幅広い視野で職務を遂行する姿勢をかん養する。	①2月及び3月中で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	約3日	未定	採用後1年程度を経過した行(一)事務官、行(一)技官
47	ステップアップ研修	本格的なジョブローテーションが始まる前にその意義を理解させ、動機付けを行うとともに、職務遂行能力の向上を図り、事務局事務等の一般的な知識を付与する。	2月から3月までの間で実施機関が適宜決定	3日	未定	採用3年目の行(一)事務官、行(一)技官
48	高裁ブロック研修	職務遂行に必要な知識、技能等を習得させ、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	実施機関が適宜決定			高裁管内に勤務する職員
49	自 庁 研 修	職務遂行に必要な知識、技能等を習得させ、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	実施機関が適宜決定			高・地・家・簡裁に勤務する職員

第5 研究

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期間	人 員	対 象 者
50	合 同 実 務 研 究	異なる職種の職員に裁判所の職種間の連携、協働に関する研究を共同してすることにより、実務の改善及び向上に寄与させる。	27. 9 ～28. 3	7月	未定	書記官、家裁調査官等
51	書記官実務研究	書記官実務における諸問題について、体系的かつ実証的な研究をさせることにより、実務の改善及び向上に寄与させる。	27. 4. 上旬 ～28. 3. 下旬	1年	2	書記官

52	家庭裁判所調査官 実務研究 (個人及び 共同研究)	家庭事件調査実務に必要な 理論及び技法に関する実証的 的研究を行わせることにより、 調査実務能力の向上に寄与させる。	27. 7. 中旬 ～28. 2. 中旬	7月	未定	(個人研究) 家庭裁判所調査官 実務研修を終了した者 (共同研究) 家裁調査官
	同上 (指定研究)		27. 4. 上旬 ～28. 3. 下旬	1年		家庭裁判所調査官 専門研修を終了した者
53	家庭裁判所調査官 関係機関特別研究 (家事及び少年 関係機関につ いての研究)	関係機関における業務の実 際に関する研究を行わせることにより、 調査実務能力の向上に寄与させる。	27. 7. 上旬 ～28. 3. 上旬	8月	未定	家庭裁判所調査官 実務研修を終了した者
	同上 (心身の鑑別につ いての研究)		28. 2. 下旬 ～ 3. 下旬	1月		家庭裁判所調査官 専門研修を終了した者

第6 委託研修

番号	委託庁	名 称	人員
54	人 事 院	行政研修（課長補佐級）	未定
55	財 务 省	会計事務職員研修	未定
56		会計事務職員契約管理研修	
57		予算編成支援システム研修	
58		予算担当職員初任者研修	
59		決算書作成システム研修	
60		税務大学校本科特別研修	